広告倫理を問う理由とその基本的視座

安達雄大

消費者金融の大手であるアイフルがその強引な営業活動や高い金別、厳しい取り立て等を理由に全店の業務停止命令の処分を受けたのは、二〇〇六年四月のことである。それまで、そのような問題をアイフルのイメージとして持つ者は、その反倫理的な経営活動の実際の被害者を除けばほとんどいなかった。多くの人々が実態に即したイメージを持たなかったのは、主としてアイフル自身が流し続けた広告のためであると考えられる。アイフルは、好印象を持たれている有名タレント、愛玩動物のチワワなどを使って、現実の経営活動の実動とは懸け離れたソフトなイメージの宣伝広告を行ってきたのであ動とは懸け離れたソフトなイメージの宣伝広告を行ってきたのであ動とは懸け離れたソフトなイメージの宣伝広告を行ってきたのであ動とは懸け離れたソフトなイメージの宣伝広告を行ってきたのであり、その点でアイフルの広告は明らかに欺瞞的であった。

ことが分かる。

関しては広告の欄外などに小さく表記されていたに過ぎず、実際以い代無料を強調した宣伝を展開したが、無料サービスの適用条件に性が高く、景品表示法違反の疑いがある」という行政指導が行われた。とりわけソフトバンクは、新聞広告やテレビCMで通話料、メーた。とりわけソフトバンクは、新聞広告やテレビCMで通話料、メーキが高く、景品表示法違反の疑いがある」という行政指導が行われまた。

まり広告の欺瞞が問題になっているケースは枚挙に暇がないとい他にも、実際の商品の質やその販売の仕方と広告との食い違い、国民生活センターのウェブサイトを見れば、以上のような事例上に割安になると消費者に誤認させる恐れがあった。

広告の問題は以上のような欺瞞の問題に限らない。例えば、以下のような問いかけがありうるだろう。欺瞞的な内容が含まれていないにしても、商品そのものが有害でありうるタバコのような商品の広告は許されるべきであろうか。広告は販売促進のために行われるものであるが、そのためにかかるコストが商品の価格に上乗せされているという事態は、本末転倒なのではないか。そもそも広告とは、それまでに必要がなかったものに対する新しい需要を生み出しているさまざまな倫理的批判は比較的早い時期からなされているが、広告が社会のあらゆる場面に進出してその重要性と影響力を増し、さらには広告メディアの変化が著しい今日、これらの問いは古くなるらには広告メディアの変化が著しい今日、これらの問いは古くなるらには広告メディアの変化が著しい今日、これらの問いは古くなるらには広告メディアの変化が著しい今日、これらの問いは古くなるとには広告メディアの変化が著しい今日、これらの問いは古くなるのような問題は以上のような欺瞞の問題に限らない。例えば、以下のような問題を表する。

単に見ておきたい きるだろう。 のとして挙げられる。 うに思われる。 これまでに提出されてきた広告の倫理的諸問題に関する考察とし 究の現状を把握すべく、 (advertising ethics) に関する議論の基本線を把握することがで たとえば、 こうした現状認識に基づき、 ますます差し迫ったものとして我々の前に現れているよ 以下、 これらについてどのような議論がなされているのだ Galbraith や De George による議論が代表的なも 後 両者の議論を確認することによって、 の諸論文への導入としてこの両者の考察を簡 関連文献サーベイを試みるものである。 本特集の各論文は、 広告倫理 広告倫

らない 増大していく。 所有物の量を基準としてその人の社会的評価が決定されるので、 出されてしまうという循環が生じる。 会的体裁を保つために所有しなければならないものの量は日に日に あると主張している。 の第十一章「依存効果」に集約されている(Galbraith [1976] Chap なる。 Galbraith の広告に対するスタンスは、 Galbraith は一貫して、広告という行為それ自体が反倫理的で それによって所有者の欲求は小さくなるどころかむしろ大き その結果、欲求を満足させる過程自体において欲求が作り こうした事態を助長しているのがまさに広告に他な 彼によれば、 個人の所有物が多くなったとし 更には、 彼の著作 現代社会では個人の 『豊かな社 슾 社

項目にわたって検討している

ることでそれまで不必要であったものを買うように仕向けるものでまた Galbraith によれば、広告とは消費者の感情を巧みに操作す

する。 になる。広告について述べられているこの章のタイトルが なる購入も、 Galbraith のこうした主張に従うならば、 的はそれまで存在しなかった欲求を生み出すことである」 あり、 でいる。ここで提示されているような消費者の自律的な購入選択と るように、Galbraith は広告のこうした性質を もそも広告それ自体によって作り出されたものである。 いう観点から見た広告の倫理性の問題に関しては、 その点では日常生活において引き起こされる欲求の多くが 消費者によって自律的に決定されたものではないこと 広告によって生じたい 「依存効果」 杉本論文で紹 「広告の 示してい ک درا と呼ん

De George もまた、広告行為それ自体の正当性を確認する。その上でどうかを分析し、広告行為そのものについては肯定的である。まず De George は広告行為そのものが倫理的に許容できるものであるからのであるが倫理的に許容できるものであるからのないない。 しょう De George もまた、広告行為それ自体の正当性を確認する。 まず De のとのないが倫理的に許容できるものであるからに関する倫理的考察を体系的に提

その場合には、 だけを広告に付与する場合、 情報の提供だけに限定することができない。情報の提供という役割 とになる。 か否かは、 第一に、 誤った広告、 広告内容の真偽によってしか確定できない。 しかし、 間違っ 事態はそれ程単純ではない。 た広告が直ちに虚偽の広告と同 欺瞞的な広告の問題。 おのおのの広告に倫理的に問題がある 広告の役割は単なる 反倫理的である虚 したがって 視されるこ

にしているような、「半事実的広告」などがこれにあたる。 はでしなくても、消費者を欺くことは可能である。例えば、消費者が内容を取り違え、誤った推論を導き出しうるようなミスリーディングな広告、確かに事実に即した正しいことを述べているが、そうして述べられていることと同じくらい重要な別の事実を伏せたままして述べられていることと同じくらい重要な別の事実を伏せたまま

第二に、心理操作的な広告。消費者の心理に付け入るような広告などがこれにあたる。別えば、消費者がメッセージをを正しく判断する能力が成熟していない就学前の子供を対象としたを正しく判断する能力が成熟していない就学前の子供を対象としたを正しく判断する能力が成熟していない就学前の子供を対象としたを正しく判断する能力が成熟していない就学前の子供を対象とした。

を明確にする必要がある。 点に関して、 られている商品である。なぜこれらの商品の宣伝や広告が禁止され されねばならないだろう。 ねばならないのであろうか。こうした商品から消費者を守るという ノ商品、 第三に、 米国における銃器等の広告は、 広告に関するパターナリズム。 政府が果たすべき役割は何であろうか。これらのこと しかし、これらはその販売が法的に認め 確かに政府によって制限 タバコ、 アル コール、 ポ

題については、 活 の禁止は、 動の禁止は、 第四に、 言論の自由の権利と抵触する。 広告の禁止の問題。 奥 広告主の権利を犯すことにはならないのか。この問 (田論文で取り上げる) 専門職 (医師、 その点で、 弁護士等々) 専門職の広告 の広告

> 規制等の処置を行う政府の責任。 虚偽の広告に対して反対表明を行う消費者の責任、(5)適切な検閲 任、(3) モラルに反する広告の放映・掲載を拒絶するというメディ に関して嘘をつかない、ミスリードをしないという広告代理店の責 さ、メディアの選択、 George は以下の五つの責任を挙げている。 ているのは誰なのか。そして、 第五 (テレビ、新聞、 に、 道徳的責任の配分。 雑誌等) 広告対象に関する広告主の責任、 の責任、(4) ミスリーディングな広告、 それはどのような責任なのか。 広告に関して道徳的に責任を負っ (1) 広告の内容、 $\widehat{\underline{2}}$ 商 正確 De

る。 は 年交わされている議論を確認する。 論動向を概観する。 杉本論文では、 かの問題に絞って、 概観が得られたと思われる。 てこなかった専門職による広告行為の倫理的問題に焦点を当て、 すべて網羅するのではなく、特に興味深い展開を見せているいくつ ト上における広告行為に関してなされつつある倫理的考察を俯瞰 以上の紹介によって、広告倫理が扱う諸問題についてある程度の 、インターネット広告という新たな広告手法の普及に注目し、ネッ 広告行為と消費者の自律の関係について、 近年の諸議論をより詳しく確認してゆきたい 奥田論文では、 本特集の諸論文では、これらの問題を そして小林=安達論文において 従来一般にはそれほど注目され 近年の

註

(1) アイフル株式会社による被害実態については以下を参照。http://www

i-less.net/(二〇〇七年三月現在)

(2) ソフトバンクその他携帯電話会社に対する行政指導については以下 service (二〇〇七年三月現在) を参照。http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20061212/256727/?ST =

(3) http://www.kokusen.go.jp/jirei/j-top_koukoku.html (二〇〇七年三月現在)

117